

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	学校給食課
委 託 業 務 名	大津市北部学校給食共同調理場貫流ボイラー保守点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市真野四丁目
概 要	北部学校給食共同調理場に設置されているボイラー（3基）の保守点検業務（年3回）
契 約 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 金 額	881,100円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 野洲市三上2308番地 [名 称] 株式会社ヒラカワ 京滋営業所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	ボイラーについては調理場の動力源となるため、迅速かつ確実な保守点検を行う必要がある。北部調理場に設置されているボイラーは、当調理場用にカスタマイズされた出力調整が施されているため、機体内部構造に精通しており、迅速かつ確実な保守点検を実施できるのは製造業者である当該業者のみであることから随意契約をするものである。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。  (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。  (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。